

証券コード 9275
2023年4月28日

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目4番1号
株式会社ナルミヤ・インターナショナル
代表取締役執行役員社長 石 井 稔 晃

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕

4頁の「議決権行使についてのご案内」および5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2023年5月22日（月曜日）午後6時まで、各議案についての賛否をご入力ください。

〔書面による議決権行使の場合〕

本招集通知ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月22日（月曜日）午後6時まで、に到着するようご返送ください。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.narumiya-net.co.jp/>

株主総会資料 掲載ウェブサイト URL：<https://d.sokai.jp/9275/teiji/>

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ナルミヤ」又は「コード」に当社証券コード「9275」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

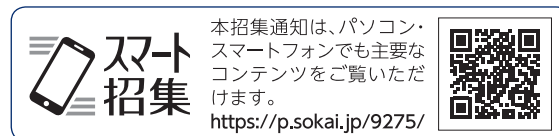
敬 具

記

1. 日 時 2023年5月23日（火曜日）午前10時（午前9時30分開場予定）
2. 場 所 東京都港区芝公園1-5-10 芝パークホテル「ローズ」の間
会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えの無いようご注意ください。）
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第7期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第19条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



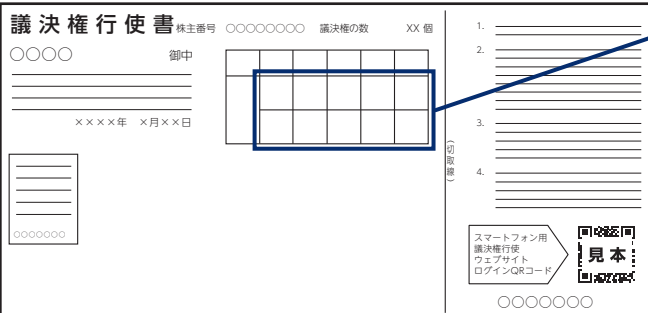


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2023年5月23日（火曜日） 午前10時 (受付開始：午前9時30分)</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2023年5月22日（月曜日） 午後6時入力完了分まで</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2023年5月22日（月曜日） 午後6時到着分まで</p>
---	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

議決権行使書用紙

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

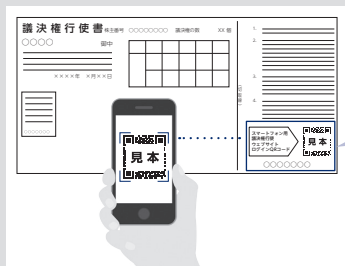
※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使書において、各議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

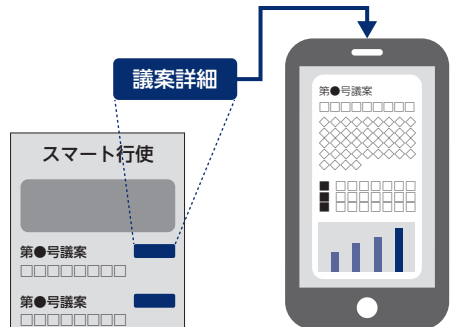
1. ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使[®]」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

「スマート行使」の画面上で
株主総会議案の詳細が参照可能になりました



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、下記2.の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

※ログインQRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

2. 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

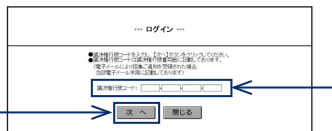
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



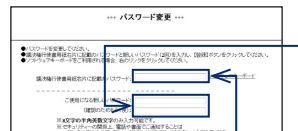
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
(初回のみ)ご自身で新しい
パスワードを設定してください
「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、将来の事業展開と自己資本の状況を勘案しつつ、安定的な配当を継続する基本方針に基づき、以下のとおり第7期の期末配当をいたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金31円
総額は313,803,948円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年5月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

2. 提案の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(19) <省略> <新設> (20) 前各号に関連する一切の業務	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(19) <現行どおり> (20) 古物営業法による古物営業 (21) 前各号に関連する一切の業務

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	くに きょう ひろ たか 國 京 紘 宇 (1967年7月31日) 再任	1990年4月 積水化学工業株式会社入社 2001年4月 トーマツコンサルティング株式会社 (現 デロイト トーマツコンサルティ ング合同会社)入社 2003年11月 株式会社ユージン(現 株式会社タカ ラトミーアーツ)入社 2007年4月 同社常務執行役員 2011年1月 フィールズ株式会社(現円谷フィー ルズホールディングス株式会社)入 社 2012年4月 同社コンシューマプロダクツ事業本 部副本部長兼エグゼクティブプロデ ューサー 2017年3月 当社執行役員 経営企画室長 2018年3月 当社常務執行役員 経営企画室長 2020年12月 株式会社L O V S T 取締役(現任) 2021年5月 当社取締役執行役員常務 経営企画 室長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社L O V S T 取締役 (取締役候補者とした理由) 國京紘宇氏は、当社の経営企画室長として、新規事 業をはじめとした戦略の策定と推進に尽力してきま した。当社グループの事業戦略を推進する上で、必 要な人材と判断し、取締役候補者といいたしました。	1,300株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">たか ほし よし あき 高 橋 義 昭 (1955年12月6日)</p> <p style="text-align: center;">再任 独立 社外</p>	<p>1978年4月 株式会社ダイエー入社 2004年5月 同社取締役経営企画本部長 2005年3月 同社代表取締役社長代行 2005年5月 同社取締役財務経理・総務人事管 掌兼チーフ・コンプライアンス・ オフィサー 2007年5月 同社常務取締役人事・人材開発、 総務・法務担当兼チーフ・コンプ ライアンス・オフィサー兼リスク 管理委員会委員長 2011年1月 株式会社ゴードン・ブラザース・ ジャパン入社 社長補佐兼マネー ジングディレクター 2012年4月 シンクファクトリー高橋研究所 (経営コンサルタント業)開業(現 任) 2014年4月 株式会社日本アクア 社外監査役 2014年6月 パス株式会社 社外取締役 2016年8月 フロンティア・マネジメント株式 会社入社 常勤顧問 2017年3月 同社取締役管理部長 2020年9月 同社取締役コーポレート経営戦略 部門長 2022年5月 当社社外取締役(現任) 2023年3月 株式会社日本アクア 社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) シンクファクトリー高橋研究所 代表 株式会社日本アクア 社外取締役 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役 割の概要) 株式会社ダイエーにおいて経営者として培った識 見を活かしながら、事業・財務・人事の各種実務 等にも携わり、経営コンサルタントを開業する等 の実績をお持ちのことから、当社の管理部門強化 において有益な助言やサポートをいただけること を期待して、社外取締役候補者といたしました。</p>	一 株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	すず き こう じ 鈴 木 功 二 (1958年10月8日) 再任 独立 社外	1982年4月 ソニー株式会社（現 ソニーグループ株式会社）入社 1997年4月 ソニーマーケティング株式会社 2008年4月 同社 取締役執行役員 2009年4月 同社 取締役執行役員常務 2009年10月 同社 取締役執行役員常務兼ソニースタイル・ジャパン株式会社取締役 2012年5月 同社取締役執行役員専務兼ソニービジネスソリューションズ株式会社取締役 2013年4月 同社 代表取締役執行役員専務 2016年4月 株式会社ピーシーデポコーポレーション入社 2017年6月 同社 常勤監査役 2021年4月 株式会社デジタルグロースアカデミア 社外監査役（非常勤）（現任） 2021年6月 株式会社ピーシーデポストアーズ 取締役（非常勤）（現任） 2022年5月 当社社外取締役（現任） 2022年9月 ロゴスウェア株式会社 監査役（非常勤）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社デジタルグロースアカデミア 社外監査役（非常勤） 株式会社ピーシーデポストアーズ 取締役（非常勤） ロゴスウェア株式会社 監査役（非常勤） （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） ソニーグループ会社の経営者を歴任され、ソニースタイル・ジャパン株式会社では、ECを活用した新しいビジネスモデルの構築等、新規サービスの提供等にご尽力された実績を見て、同氏の知見と経験が当社の経営全般はもとより、EC及び新規事業部門に対して、有益な助言をいただけるものと期待して、社外取締役候補者いたしました。	一株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	<p data-bbox="264 621 509 701">やなぎ さわ み かな 柳 澤 美 佳 (1967年12月12日)</p> <p data-bbox="258 727 520 757">新任 独立 社外</p>	<p data-bbox="541 208 1150 712">1990年4月 三菱商事入社 2005年4月 最高裁判所司法研修所入所 2006年10月 シティユーワ法律事務所入所 2009年7月 アマゾンジャパン合同会社 (出向) 2014年2月 Gowling WLG法律事務所 (英国) (研修出向) 2014年10月 Formosa Transnational法律事務所 (台湾) (研修出向) 2016年1月 ダイソン株式会社入社 2018年10月 株式会社オークローンマーケティング入社 2021年6月 株式会社うるる 社外監査役 (現任) 2023年2月 モデラート株式会社 社外監査役 (現任) 2023年4月 WINGS法律事務所設立 (現任)</p> <p data-bbox="541 719 1165 901">(重要な兼職の状況) 株式会社うるる 社外監査役 モデラート株式会社 社外監査役 WINGS法律事務所 代表弁護士 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p data-bbox="541 908 1165 1189">柳澤美佳氏は、法律事務所での弁護士としての経験を有するほか、事業会社での組織内弁護士として企業法務、コンプライアンス、リスクマネジメント等の業務に幅広く携わっており、その法律知識と経験の豊富さに加え、事業会社ではアパレル業界の経験・知識もあり、当社との親和性が高く、同氏の知見と経験から当社の経営全般に有益な助言をいただけるものと期待して、社外取締役候補者いたしました。</p>	一株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<p>かみ やま けん じ 上山 健 二 (1965年5月19日)</p> <p>再任</p>	<p>1988年 4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行</p> <p>2001年 6月 株式会社ジャック（現 株式会社カーチスホールディングス） 代表取締役社長</p> <p>2003年 3月 株式会社長崎屋 代表取締役社長</p> <p>2009年 3月 株式会社GABA 代表取締役社長</p> <p>2012年12月 株式会社ぐるなび 取締役副社長執行役員</p> <p>2013年12月 株式会社ワールド 常務執行役員 COO補佐</p> <p>2014年 6月 同社常務執行役員COO（最高執行責任者）</p> <p>2015年 4月 同社代表取締役社長執行役員</p> <p>2020年 5月 当社社外取締役</p> <p>2020年 6月 株式会社ワールド 代表取締役会長（現任）</p> <p>2022年 2月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社ワールド 代表取締役会長 （取締役候補者とした理由）</p> <p>長年にわたりアパレル企業はもとより幅広い業界での経営者としての経験、及び豊富な知見を有しており、取締役会において、アパレル業界について大局的な視点からの経営課題やコーポレートガバナンスコード対応を含めた内部統制面で適切な助言をいただいていることから、継続して経営の監督と助言をいただく事が最適であると判断し、取締役候補者となりました。</p>	<p>一株</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	保坂大輔 (1974年12月5日) 新任	1998年4月 当社入社 2008年2月 当社広報宣伝部長 2010年7月 当社子供服第三事業部長 2011年2月 当社アウトレット運営部次長 2016年2月 当社トドラーKIDS事業部長 2018年3月 当社執行役員 ジュニア事業部長 2021年6月 当社百貨店事業部長(現任) (取締役候補者とした理由) 保坂大輔氏は、当社入社以来、アパレル業界知識の豊富さに加え、百貨店ブランド戦略を第一線で牽引してきました。その経験値と実績をふまえ、取締役候補者いたしました。	6,000株

- (注) 1. 候補者上山健二氏は、当社の親会社であります株式会社ワールドの代表取締役会長であります。過去10年間に於いても同社の業務執行者でありました。なお同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。株式会社ワールドは、2023年2月28日現在、当社株式の51.59%を所有する筆頭株主であります。同氏及び同社と当社との間にはそれ以外に特別な利害関係はありません。その他の各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 高橋義昭氏、鈴木功二氏及び柳澤美佳氏は社外取締役候補者であります。
3. 高橋義昭氏及び鈴木功二氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ1年となります。
4. 当社は、社外取締役候補者である高橋義昭氏、鈴木功二氏及び取締役候補者である上山健二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、高橋義昭氏、鈴木功二氏及び上山健二氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また柳澤美佳氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が役員に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2023年9月28日に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 当社は、高橋義昭氏及び鈴木功二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また柳澤美佳氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
7. 各候補者について当社が特に期待する役割の一覧は次のとおりです。

	当社が特に期待する役割						
取締役候補	企業経営	グローバル	マーケティング/営業	IT/DX	財務会計	法務/ガバナンス/コンプライアンス	人事/労務
國京 紘宇	●		●	●		●	
高橋 義昭	●				●	●	●
鈴木 功二	●		●	●		●	
柳澤 美佳		●				●	●
上山 健二	●	●			●	●	
保坂 大輔			●	●			

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、当該候補者の選任の効力につきましては、社外監査役の就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
佐藤晋治 (1987年3月28日)	2009年4月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入社 2014年1月 株式会社AGSコンサルティング入社 2015年6月 ケイアイスター不動産株式会社 社外監査役(現任) 2021年2月 佐藤晋治公認会計士事務所 所長(現任) 2023年3月 株式会社勝美ジャパン 監査役(現任) (重要な兼職の状況) 佐藤晋治公認会計士事務所 所長 ケイアイスター不動産株式会社 社外監査役 株式会社勝美ジャパン 監査役	一株

社外

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤晋治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者とした理由は、これまでに培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスを一層強化していただくためであります。
4. 佐藤晋治氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の公認会計士としての会計知識を監査体制強化に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 佐藤晋治氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

6. 佐藤晋治氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
7. 当社は、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。佐藤晋治氏が社外監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、2023年9月28日に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

事業報告

(2022年 3 月 1 日から
2023年 2 月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症対策の進展や行動制限の緩和に伴い、景気回復の動きがみられました。しかしながら、当連結会計年度の上半期より、ロシアによるウクライナ侵攻や、中国のロックダウンに伴う物流の混乱などを要因とする物価高の影響を受け、本格的な景気回復にいたりませんでした。また、物価上昇の傾向は変わらず、世界的な金融引き締め等も続く中、我が国の景気の下押しリスク、供給面での混乱及び金融資本市場の変動等、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの属するアパレル業界においては、行動制限の緩和が促進され、店舗の休業なども無かったことにより、全体的な業績は上向きとなっております。しかしながら物価高による景気に関する懸念が高まりつつあります。

このような環境の中、当社グループでは、行動制限の緩和、学校行事の再開など家族の行動が活発化したことに合わせたタイムリーな商品企画及び仕入れを行い、販売機会をしっかりと確保することができました。その結果、売上高は34,997百万円となり、前連結会計年度を上回りました。円安、原料高による仕入れ原価高騰への圧力に対して、商品企画の工夫、上代設定の変更、発注数量の絞り込み、タイムリーなセールの設定などによって、業績への影響を最小限に抑えることができました。

チャンネル別売上高に関しましては、新型コロナウイルス感染症対策の進展や行動制限の緩和などによって、百貨店、ショッピングセンター及びアウトレットモールの実店舗へお客様が戻られたため売上高が年間を通じて回復し、百貨店チャンネルの売上高9,310百万円（前連結会計年度6,425百万円）、ショッピングセンターチャンネルの売上高13,213百万円（前連結会計年度11,731百万円）、アウトレットチャンネルの売上高2,844百万円（前連結会計年度2,455百万円）となりました。百貨店チャンネルでは、トドラー向けの卒園・入学などのオケージョン需要が増加することを見込み、企画・生産・販売を積極的に行いました。ショッピングセンターチャンネルでは、仕入れ発注精度の改善によって、売れ筋商品を切らすことなく販売機会ロスが低減しました。アウトレットチャンネルにおいては、新たなオフプライス型の店舗を出店し、且つオフ率の改善を行いました。一方で、eコマースチャンネルにおいては、お客様が実店舗でのショッピングを楽しまれたために、eコマースサイトへの訪問頻度が減少し、前連結会計年度に積極的に実施したクーポン施策を行わなかったこともあり、売上高は8,247百万円（前連結会計年度8,949百万円）と減収となりました。

なお、各チャネル別の売上高は収益認識基準の影響を反映させる前の金額となります。収益認識基準反映後の金額は「連結注記表 8. 収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」を参照ください。

ブランド別では、ショッピングセンターブランド「petit main」の売上高が前連結会計年度を上回りました。また、百貨店ブランドでは、9ブランドのうち8ブランドが前連結会計年度の売上高を上回り、特に「kate spade NEW YORK」、「Paul Smith JUNIOR」は引き続き売上高増に貢献しております。

粗利益率に関しましては、前連結会計年度と同様の下代ベースで比較すると若干悪化しております。これは、光熱費の高騰や急激な円安に伴う物価の高騰に伴い、お客様の買い物に対する感度がシビアになったために、セール比率が若干上がったことによるものです。しかしながら、在庫残高は前連結会計年度を下回っておりますので、一定の成果を出すことができました。

特別損失に関しまして、連結子会社である株式会社ハートフィールにおいて、買収当初想定していた事業計画では、出店を加速させることによって事業を拡大することを目指しておりましたが、コロナ禍の影響によって出店をほぼしておりません。そのため、事業計画を再考し、のれんの一時償却額93百万円を計上することとしました。また、第三者によるクレジットカードの不正利用等の理由で、将来その代金が回収できないと見込まれる損失額を貸倒引当金繰入額として82百万円計上しております。なお、不正利用に対するセキュリティ対策は2023年1月末にて強化しており、今後の発生は大幅に減少すると見込まれます。

当連結会計年度の出退店は、百貨店10店舗・ショッピングセンター5店舗・アウトレット3店舗・LOVST店舗2店舗を出店する一方、百貨店26店舗、ショッピングセンター3店舗、アウトレット1店舗を退店しました。

なお、百貨店の店舗数は、売場数×ブランド数で計算するため、出退店店舗数が多くなる傾向があります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高34,997百万円（前連結会計年度30,985百万円）、営業利益1,705百万円（前連結会計年度1,401百万円）、経常利益1,624百万円（前連結会計年度1,333百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益831百万円（前連結会計年度820百万円）となりました。

なお、「収益認識会計基準」等の適用が財政状態及び経営成績に与える影響の詳細については、「連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

また、当社グループはベビー・子供服の企画販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績に関する記載は省略しております。

（注）当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用しております。これに伴い、当連結会計年度における経営成績に関する説明は、前連結会計年度と比較しての増減額及び増減率（％）を記載せずに説明しております。なお、前連結会計年度の金額は当該基準適用前の金額

を記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は234百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

イ. ショッピングセンターの新規出店にかかる内装工事費用 153百万円

ロ. 百貨店売場内装工事費用 34百万円

ハ. ECシステム関連費用 20百万円

ニ. 本社複合機費用 10百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、2022年7月に当社グループの所要資金として、取引金融機関より長期借入金3,100百万円の借換を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第4期 (2020年2月期)	第5期 (2021年2月期)	第6期 (2022年2月期)	第7期 (当連結会計年度) (2023年2月期)
売上高(千円)	32,962,986	29,511,752	30,985,787	34,997,783
経常利益(千円)	1,622,566	1,006,466	1,333,302	1,624,426
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	999,031	396,715	820,477	831,100
1株当たり当期純利益(円)	99.29	39.19	81.05	82.10
総資産(千円)	15,310,833	14,636,072	14,521,978	13,438,065
純資産(千円)	4,335,011	4,407,562	4,901,802	5,382,574
1株当たり純資産(円)	428.24	435.40	484.23	531.73

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第4期 (2020年2月期)	第5期 (2021年2月期)	第6期 (2022年2月期)	第7期 (当事業年度) (2023年2月期)
売上高(千円)	32,044,778	28,436,496	30,080,712	34,223,318
経常利益(千円)	1,665,272	973,438	1,354,818	1,713,407
当期純利益(千円)	1,044,988	391,689	844,558	764,662
1株当たり当期純利益(円)	103.86	38.69	83.43	75.54
総資産(千円)	15,193,561	14,425,771	14,441,431	13,327,245
純資産(千円)	4,360,243	4,418,446	4,947,657	5,381,759
1株当たり純資産(円)	430.73	436.48	488.76	531.65

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度【当事業年度】の期首から適用しており、当連結会計年度【当事業年度】に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	当社に対する議決権比率	関係内容
株式会社ワールド	51.59%	役員の兼任

(注) 当社の親会社は、株式会社ワールドであります。同社とは、2022年1月13日両者が事業上の連携を行うことで両社の事業上のシナジーを実現させ、もって両社の企業価値及び株主価値の最大化を図ることを目的とする資本業務提携契約を締結しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社ハートフィール	10百万円	100.0%	子供服の製造販売
株式会社LOVST	6百万円	100.0%	写真スタジオの運営

(4) 対処すべき課題

当社グループが属しているアパレル業界、ベビー・子供服業界においては、当連結会計年度では、行動制限の緩和、学校行事の再開などにより、需要は回復しました。

今後におきましては、2023年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に指定されることで、さらに通常の行動様式となることが想定され、子供たちの日常もコロナ前に戻ると予想されます。

しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴う原料高の継続、それに伴う仕入額の上昇、さらなる物価高など景気動向は不安定さが増すものと考えられます。

このような環境下において当社グループとしては、強みであるマルチチャネルを生かし、より一層お客様の購買行動にタイムリーに対応することによって、顧客満足度を高め、事業成長につなげたいと考えております。具体的には、eコマースと実店舗間において在庫情報の共有化を行い、お客様が欲しいタイミングで購入したい場所で商品を迅速に提供できる仕組み構築へ取り組んで参ります。

また、マルチブランドの強みをさらに強化することで、お客様の細分化されたニーズに対応すべく、新ブランド・新カテゴリーの投入を進めてまいります。

チャネル別の対処すべき課題は、次のとおりです。

eコマース

eコマースチャネルの当連結会計年度の売上高は、行動制限が緩和されたことで実店舗へお客様が戻られた結果、減少となりました。前連結会計年度に実施強化を図ってまいりましたクーポン施策を販売チャネル間の商品の供給状況等を踏まえて、当連結会計年度では抑制したことも要因の一つであると考えております。また、前連結会計年度に実施した物流倉庫の移転及びシステムの刷新は、物流コストの削減と商品の早期発送に貢献しました。

当連結会計年度にeコマース限定ブランドとして立ち上げました「リセマイン」は、順調に成長しております。翌連結会計年度は、eコマース限定の品ぞろえを拡大し、限定ブランドをより強化すること、また、リアル店舗との在庫情報の共有化の仕組みの導入を目指してより一層のお客様の満足度を高めることで、再成長を目指します。

ショッピングセンター

ショッピングセンターチャネルの当連結会計年度の売上高は増加となりました。ベビートラードブランド「petit main」は、当連結会計年度においては既存店の売上高が好調に推移しました。さらに新規に4店舗を出店したことにより、売上高および営業利益ともに大きく貢献いたしました。翌連結会計年度は2店舗の出店を計画しておりますが、今後の市況環境を判断し、さらなる出店も検討してまいります。コロナ禍において苦戦しておりましたジュニアブランドの「Lovetoxic」は、回復の兆しが表れており、翌連結会計年度は、学校で必須科目となっている「ダンス」をコンセプトとしたMD展開を強化することで、スポーツカジュアルなブランドとしての認知度を高め、再成長の道筋を立てていきたいと考えております。

百貨店

当連結会計年度は、行動制限の緩和によって実店舗へお客様が戻られ増収となりました。引き続き、翌連結会計年度も増収を見込んでおります。当連結会計年度の売上高が好調であった「Kate Spade NEW YORK」は3店舗、「Paul Smith JUNIOR」は4店舗を翌連結会計年度に出店する予定としております。また、新たにゴルフブランドである「JACK BUNNY」を6店舗出店します。

翌連結会計年度は、各ブランドの役割を改めて明確にすることで、お客様へわかりやすいブランドポートフォリオを表現し、LTV（顧客生涯価値）が長期化するような売場・ブランド構成をめざします。

アウトレットチャンネル

アウトレットチャンネルの当連結会計年度の売上高は増加となりました。商品の廃棄率軽減に貢献しているチャンネルであり、重要な位置づけにあると考えております。翌連結会計年度も引き続き廃棄商材の削減を進めていくとともに、お客様から回収させていただくリユース商品の販売先としても新たな役割を担うこととなります。

ESG経営への取組

当社グループは、SDGsの一環として、すべての子供たちに夢と幸せを届けられるように、微力ながらサポート活動を続けていきます。

当連結会計年度においても前連結会計年度同様に、母子支援の一環として一般社団法人全国食支援活動協力会（ミールズ・オン・ホイールズ日本協会）を經由し、フォトスタジオLOVSTへ母子家庭のお子様とご家族の方をご招待し記念撮影を行いました。また、子供たちと当社グループ社員が直接ふれあうことで、子供たちに「ワクワク・ドキドキ」を届ける活動として、昨年の夏休みに当社グループ社員がレクチャーし、子供たちへ世界で一つのオリジナルTシャツ作りのイベントを実施し、好評を得ました。

翌連結会計年度も当社グループ社員が子供たちの夢と幸せを直接届けられるような実体験できる仕組みを作ってまいります。

株式会社ワールドとの資本業務提携

2022年2月21日より株式会社ワールドの連結子会社となりました。当連結会計年度は、リユース・リサイクル活動においてワールド社のスキームに参加いたしました。翌連結会計年度から管理業務のより一層の効率化への取り組み、またSDGsへの対応、洋服の廃棄ロスの低減への取り組み、CO2削減などの取り組みに参画し、共同で実施することで一層の効果を発揮したいと考えています。さらに、eコマースにおけるワールド社の仕組みの活用、ジュニアブランドの実店舗での共同イベント開催など、シナジーを発揮できるよう取り組みを加速いたします。

(5) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

当社グループは、ベビー・子供服の企画販売事業の単一セグメントであるため、チャンネル別に記載しております。

チャンネル区分	事業内容
百貨店	「mezzo piano」、[ANNA SUI mini]、「kate spade NEW YORK」、[X-girl STAGES]、「pom ponette junior」、「Paul Smith JUNIOR」など、全国の主要百貨店の子供服売場に、ベビーから中学生までを対象としたブランドを展開しております。
ショッピングセンター	「petit main」、「Lovetoxic」など、全国のショッピングセンターに、ベビーから中学生までを対象としたブランドを展開しております。
e コマース	自社オンライン及び他社オンラインサイトでの販売を行っております。
その他	アウトレットモールでの直営店舗販売、地方百貨店や専門店への卸売り販売、ライセンス販売、フォトスタジオ事業などを行っております。

(6) 主要な営業所 (2023年2月28日現在)

① 当社

本社	東京都港区
物流センター	神奈川県川崎市

② 子会社

株式会社ハートフィール	東京都港区
株式会社LOVST	東京都中央区

(7) 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

当社グループはベビー・子供服の企画販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ベビー・子供服の企画販売事業	1,047 (529) 名	74名増 (86名増)

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、アルバイト等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
955 (502) 名	14名増 (59名増)	34.7歳	7年10か月

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、アルバイト等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

<コミットメントライン契約>

借 入 先	コ ミ ッ ト 金 額 (千 円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	956,025
株 式 会 社 り そ な 銀 行	237,600
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	224,850
株 式 会 社 横 浜 銀 行	81,525

- (注) 1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、株式会社三井住友銀行を主幹事とした、4行合わせての借入限度額を1,500,000千円とするコミットメントライン契約を締結しております。
2. コミットメントライン契約に加え、株式会社三井住友銀行と300,000千円、株式会社みずほ銀行と300,000千円及び株式会社りそな銀行と300,000千円の当座貸越契約を締結しております。

<シンジケートローン>

借 入 先	借 入 残 高 (千 円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,860,390
株 式 会 社 り そ な 銀 行	444,690
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	282,780
株 式 会 社 横 浜 銀 行	202,140

- (注) 株式会社三井住友銀行を主幹事とする計4行からの協調融資であります。

2. 株式の状況（2023年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 38,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,122,708株（自己株式122株を除く）
 (3) 株主数 7,807名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ワ ー ル ド	5,221,800株	51.59%
豊 島 株 式 会 社	641,000	6.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	298,800	2.95
日本産業第四号投資事業有限責任組合	271,130	2.68
Shepherds Hill Fund II, L.P.	227,500	2.25
Manaslu Fund II, L.P.	226,900	2.24
Sonora Fund II, L.P.	225,900	2.23
モ リ リ ン 株 式 会 社	192,300	1.90
株 式 会 社 ソ ー エ イ	151,000	1.49
石 井 稔 晃	135,000	1.33

- (注) 1. 持株比率は小数第3位以下を四捨五入して表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式（122株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役執行役員社長	石 井 稔 晃	株式会社ハートフィール 代表取締役社長 株式会社LOVST 代表取締役社長
取締役執行役員常務	國 京 紘 宇	経営企画室長 株式会社LOVST 取締役
取 締 役	高 橋 義 昭	シンクファクトリー高橋研究所 代表 株式会社日本アクア 社外取締役
取 締 役	鈴 木 功 二	株式会社デジタルグロースアカデミア 社外監査役 (非常勤) 株式会社ピーシーデポストアーズ 取締役 (非常勤) ロゴスウェア株式会社 監査役 (非常勤)
取 締 役	宅 間 頼 子	エイプリル株式会社 代表取締役社長
取 締 役	上 山 健 二	株式会社ワールド 代表取締役会長
常 勤 監 査 役	一 色 中 也	
監 査 役	上 田 千 秋	株式会社LOVST 監査役
監 査 役	小 宮 山 榮	年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員 株式会社パイオラックス 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 2022年6月25日をもって、社外監査役山本一郎氏は逝去により退任し、同日付で補欠監査役である小宮山榮氏が監査役に就任いたしました。なお、山本一郎氏の退任時における重要な兼職は東邦化学工業株式会社非常勤監査役でありました。
2. 取締役高橋義昭氏、鈴木功二氏及び宅間頼子氏は社外取締役であります。
3. 監査役一色中也氏及び小宮山榮氏は、社外監査役であります。
4. 監査役小宮山榮氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、2022年6月25日をもって逝去により退任した監査役山本一郎氏は、長年にわたり金融機関で培ってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりました。
5. 当社は、社外取締役の高橋義昭氏、鈴木功二氏及び宅間頼子氏ならびに社外監査役の一色中也氏及び小宮山榮氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役上山健二氏及び各社外取締役並びに各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役上山健二氏及び各社外取締役並びに各監査役とも会社法第425条第1項に定める次に掲げる額の合計額（最低責任限度額）を限度としております。なお、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

- ①当該取締役または監査役がその在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額
- ②当該取締役または監査役が当社の新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額

また、2022年6月25日をもって逝去により監査役を退任した山本一郎氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬等につきましては、2018年3月1日開催の臨時株主総会において、取締役報酬総額は年間200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与とは含まず）、監査役報酬総額は年間50百万円以内と定められております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は1名）です。また当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

2021年2月16日開催の取締役会において、以下の内容で取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、事業計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会（注）の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役社長）は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝6：4とする（KPIを100%達成の場合）。2023年2月期の業績連動報酬に係るKPIは連結営業利益の業績予想を基準といたしました。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長石井稔晃がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務や職責等の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

(注) 当社は、代表取締役社長及び全ての非業務執行取締役からなる指名報酬委員会を設置しており、取締役の報酬の額、算定方法等について、当委員会での審議答申の上、取締役会で決定することにしております。指名報酬委員会の委員長は、全ての非業務執行取締役の互選によって選定しております。指名報酬委員会の決議は、答申に係る決議に加わることができる委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行います。

2023年2月期の業績連動報酬は、2023年3月16日の指名報酬委員会において、上記の決定方針に基づき評価及び取締役会への答申が行われ、同日開催された取締役会で決定し、同月31日に支給されました。また、2023年2月期の基本報酬の額及び賞与の評価配分は、上記の決定方針に基づき取締役会から委任を受けた代表取締役執行役員社長石井稔晃が決定いたしました。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬については、監査役の協議にて決定しており、独立性の観点から、固定金額としております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

単位：千円

役員区分	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	対象人数
取締役 (社外取締役を除く)	76,000	42,000	34,000	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	5,700	5,700	—	—	2
社外取締役	13,200	13,200	—	—	4
社外監査役	13,350	13,350	—	—	4

- (注) 1. 2022年5月25日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち、社外取締役1名）および監査役2名（うち、社外監査役1名）並びに2022年6月25日をもって退任した監査役1名（うち、社外監査役1名）を含み、無報酬の取締役1名を除いております。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年3月1日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年3月1日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 2018年3月1日開催の臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は1名）で

- す。また、当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。
5. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は1,705百万円であります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役高橋義昭氏は、シンクファクトリー高橋研究所の代表及び株式会社日本アクアの社外取締役であります。シンクファクトリー高橋研究所及び株式会社日本アクアと当社との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役鈴木功二氏は、株式会社デジタルグロースアカデミアの社外監査役（非常勤）及び株式会社ピーシーデポストアーズの取締役（非常勤）、ロゴスウェア株式会社監査役（非常勤）であります。株式会社デジタルグロースアカデミア及び株式会社ピーシーデポストアーズ、ロゴスウェア株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役宅間頼子氏は、エイプリル株式会社の代表取締役社長であります。エイプリル株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・2022年6月25日をもって逝去により退任いたしました監査役山本一郎氏は、東邦化学工業株式会社の非常勤監査役でありました。東邦化学工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役小宮山榮氏は、年金積立金管理運用独立行政法人の経営委員兼監査委員及び株式会社パイオラックスの社外取締役（監査等委員）であります。年金積立金管理運用独立行政法人及び株式会社パイオラックスと当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	取締役会への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概容
取締役 高橋 義昭	当事業年度中、2022年5月25日就任以降に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての経験と経営コンサルタントとしての実績を活かし、適宜発言を行っております。当社の管理部門強化のために有益な助言やサポートをいただいております。
取締役 鈴木 功二	当事業年度中、2022年5月25日就任以降に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、豊富な経営者経験と上場会社における常勤監査の経験を活かし、ガバナンスをはじめ経営全般に関し、適宜発言を行っております。また、EC及び新規事業部門に対して、有益な助言をいただいております。
取締役 宅間 頼子	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、外資系ファッション業界での豊富な経験と幅広い見識及び経営者としての経験ならびに女性の視点を活かし、SDGs・ESGの観点から適宜発言を行っております。当社グループの企業価値向上とダイバーシティの観点から、成長戦略の策定及びコンプライアンス等、経営監督機能強化のためにご尽力いただいております。

	取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況
監査役 一色 中也	当事業年度中、2022年5月25日就任以降に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、豊富な経営経験ならびに上場会社における常勤監査役としての経験と幅広い見識に基づき、取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度中、2022年5月25日就任以降に開催された監査役会10回の全てに出席し、豊富な経験と高い見識に基づき適宜必要な発言を行っております。なお、常勤監査役として、経営全般及び取締役の業務執行にかかる監査を行っております。

	取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況
監査役 小宮山 榮	<p>当事業年度中、2022年6月25日就任以降に開催された取締役会12回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士として培われた財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度中、2022年6月25日就任以降に開催された監査役会9回の全てに出席し、豊富な経験と高い見識に基づき適宜必要な発言を行っております。</p>
監査役 山本 一郎	<p>当事業年度中、2022年6月25日に退任されるまでに開催された取締役会7回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会において、長期にわたる金融機関での豊富な経験ならびに上場企業における監査役としての経験と幅広い見識に基づき、取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。</p> <p>また、当事業年度中、2022年6月25日に退任されるまでに開催された監査役会4回の全てに出席し、豊富な経験と高い見識に基づき適宜必要な発言を行いました。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人A&Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会計監査人と確認した監査計画を踏まえた監査見積もり時間に基づいたものであり、報酬単価も合理的であることから、報酬額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,930,356	流動負債	4,896,329
現金及び預金	3,047,482	買掛金	1,874,019
受取手形及び売掛金	2,221,445	1年内返済予定の長期借入金	726,344
商品	2,478,474	リース債務	270,034
前払費用	110,410	未払金	538,953
その他	73,626	未払費用	540,045
貸倒引当金	△1,084	未払法人税等	347,893
固定資産	5,507,708	未払消費税等	302,069
有形固定資産	812,798	契約負債	117,012
建物及び構築物	184,111	賞与引当金	117,186
工具、器具及び備品	26,452	ポイント引当金	9,613
土地	5,940	その他の	53,156
リース資産	596,294	固定負債	3,159,161
無形固定資産	2,858,390	長期借入金	2,404,637
のれん	2,637,481	リース債務	445,511
ソフトウェア	189,267	退職給付に係る負債	303,857
リース資産	31,195	その他	5,155
その他	446	負債合計	8,055,490
投資その他の資産	1,836,519	(純資産の部)	
投資有価証券	9,947	株主資本	5,383,248
破産更生債権等	111,000	資本金	255,099
長期前払費用	9,734	資本剰余金	1,860,774
差入保証金	1,148,048	利益剰余金	3,267,507
繰延税金資産	439,012	自己株式	△132
その他	229,776	その他の包括利益累計額	△674
貸倒引当金	△111,000	退職給付に係る調整累計額	△674
資産合計	13,438,065	純資産合計	5,382,574
		負債純資産合計	13,438,065

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年 3月 1日から
2023年 2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		34,997,783
売上		14,615,557
販売費		20,382,226
営業		18,677,140
営業		1,705,086
受取	12	
受取	0	
保険	9,364	
仕入	2,745	
受補	14,675	
雑	4,210	
営業	13,050	44,059
支為	53,966	
支金	7,386	
賃雑	10,000	
	37,515	
	11,896	
	3,954	124,719
経特		1,624,426
助成	23,504	23,504
固定	5,879	
減損	19,152	
貸子	82,895	
の	2,541	
金	93,792	204,261
等		1,443,668
調整		
前		
当期	550,599	
純	61,968	612,568
利益		831,100
親		831,100

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,650,912	流動負債	4,815,731
現金及び預金	2,959,921	買掛金	1,849,600
受取手形	976	1年内返済予定の 長期借入金	710,000
売掛金	2,178,499	リース債務	265,363
商品	2,333,000	未払金	548,420
前払費用	112,160	未払費用	511,075
その他	67,439	未払法人税等	346,444
貸倒引当金	△1,084	未払消費税等	297,963
固定資産	5,676,332	契約負債	112,721
有形固定資産	800,072	賞与引当金	112,242
建物	179,624	ポイント引当金	9,613
工具、器具及び備品	26,432	その他	52,286
土地	5,940	固定負債	3,129,755
リース資産	588,074	長期借入金	2,385,000
無形固定資産	2,635,244	リース債務	440,713
のれん	2,417,352	退職給付引当金	302,886
ソフトウェア	186,249	その他	1,155
リース資産	31,195	負債合計	7,945,486
その他	446	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,241,015	株主資本	5,381,759
関係会社株式	432,216	資本金	255,099
破産更生債権等	111,000	資本剰余金	1,860,774
長期前払費用	9,528	資本準備金	303,063
差入保証金	1,139,225	その他資本剰余金	1,557,710
保険積立金	202,817	利益剰余金	3,266,017
繰延税金資産	431,786	その他利益剰余金	3,266,017
その他	25,440	繰越利益剰余金	3,266,017
貸倒引当金	△111,000	自己株式	△132
資産合計	13,327,245	純資産合計	5,381,759
		負債純資産合計	13,327,245

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年 3月 1日から
2023年 2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	34,223,318
売上総利益	14,349,488
販売費及び一般管理費	19,873,829
営業外収益	18,090,706
受取解約返戻金	789
保険替入	9,357
仕受補助	550
雑業	2,745
支支金賃雑	14,675
支金賃雑	4,210
経常利益	14,442
特別利益	46,771
特別損失	53,204
固定資産除却損	10,000
倒引会社	37,515
引当金	11,896
当期純利益	3,872
法人税、住民税及び事業税	116,487
法人税、住民税及び事業税	1,713,407
当期純利益	23,394
法人税、住民税及び事業税	2,564
法人税、住民税及び事業税	19,152
法人税、住民税及び事業税	82,895
法人税、住民税及び事業税	257,372
法人税、住民税及び事業税	361,985
法人税、住民税及び事業税	1,374,815
法人税、住民税及び事業税	548,507
法人税、住民税及び事業税	61,645
法人税、住民税及び事業税	610,153
法人税、住民税及び事業税	764,662

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月18日

株式会社ナルミヤ・インターナショナル
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 寺 田 聡 司
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 永 利 浩 史
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナルミヤ・インターナショナルの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナルミヤ・インターナショナル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月17日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、自己株式の取得を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年4月18日

株式会社ナルミヤ・インターナショナル
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	寺	田	聡	司
業 務 執 行 社 員					
指 定 社 員	公認会計士	永	利	浩	史
業 務 執 行 社 員					

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナルミヤ・インターナショナルの2022年3月1日から2023年2月28日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月17日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、自己株式の取得を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人A&Aパートナーズから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

2023年4月17日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、自己株式の取得を実施しました。当該事項は、監査役会の監査意見に影響を及ぼすものではありません。

2023年4月19日

株式会社ナルミヤ・インターナショナル 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 一色 中也

監査役 上田 千秋

監査役（社外監査役） 小宮山 榮

以上

